

## 貸付利息の税務（通説と本来の理解）

### ① 法人から個人への貸し付け

- 利息を設定しなければならない。
- 無利息・低利貸し付けの場合、適正利率との差額が給与課税
- 契約書がない場合→1.8%で認定課税

※国税庁タックスアンサー「金銭を低い利率で貸し付けたとき」

### ② 個人から法人への貸し付け

- 利息を設定しなければならない。  
(しなくてよいという税理士が多い！)
- (例外として) その無利息貸付に「業績の思わしくない会社に対する経営者責任としての側面」「社会通念上の範囲内の好意的な援助の側面」「倒産等によるさらなる被害拡大を防ぐ側面」「少額で重要性の低い金額」という要素がある場合には、無利息貸付を認める。

※「パチンコ平和事件」で Google 検索

### なぜ曖昧な取り扱いなのか

- 法人税法及び所得税法共に、収益は計上すべき時期に計上することとされており、現実に収受したかどうかを問題としていない。
- 税法条文上、無利息貸付を容認する箇所は見当たらない。
- 税法以前の民法において、そもそも金銭消費貸借契約は無利息を前提としており、利息の有無は自由。
- その上で、法人は経済的合理性に基づいて行動するという前提から上記①のみに認定課税リスクがあるという解釈・通説が広まっていたが、「平和事件」の裁決例の公表により、税務業界に衝撃が走った。
- 平和事件の当事者は当時の一般的な税務解説書に国税 OB の著者の執筆内容として個人の無利息貸付は認められる旨の記載が多かったことを根拠に、重加算税の取り消しを求めるも敗訴。  
(行為計算否認リスクは検討すべきであったと裁判所は判断)

### 安易に役員貸付金・役員借入金という科目を使わないこと。

- 本来は、経費精算未払金等の別要因があっても、この科目名を使うことで「利息を要する」と自白していることになりかねない。経理担当者のクセが、課税に繋がってしまうかもしれない。